**特記仕様書**

|  |
| --- |
| **御堂筋イルミネーション2022業務** |

|  |
| --- |
| **令和４年度** |

|  |
| --- |
| **大阪・光の饗宴実行委員会** |

目次

第１章　共通事項

第１条　適用 １

第２条　業務の目的 １

　第２章　基本設計、実証実験及び詳細設計

第１条　業務内容 ３

第２条　配置技術者関係 ６

第３条　業務実施上の条件 ７

第４条　成果品の提出 ７

　第３章　設置撤去工事

第１節　共通

第１条　工事概要 　８

第２条　関係官公庁等への手続き等 　９

第３条　施設の保全 　９

第４条　安全管理 　９

第５条　実施工程表 　９

第６条　事前調査 １０

第７条　工事の着手 １０

第８条　施工及びその基準 １０

第９条　移送 １１

第10条　障害物件の取扱い １１

第11条　その他 １１

第12条　火災保険等 １１

第13条　完成引渡し及びかし １１

第14条　工事関係提出書類 １１

第15条　不当介入に対する報告・届出等 １２

第２節　据　付

第１条　独立基礎 １３

第３節　配　線

第１条　承諾 １３

第２条　外線工事 １３

第３条　ケーブル工事 １３

第４条　配管工事 １４

第４節　試験・検査（確認を含む）

第１条　承諾 １４

第２条　点灯試験 １４

第５節　注意事項

第１条　工事実績データ作成、登録 １５

第２条　建設業退職金共済制度 １５

第３条　工事施工体制の適正化について １５

第４条　施工体制台帳の作成等 １５

第５条　監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）について １５

第６条　現場代理人について １５

第６節　その他

第１条　建設副産物の処分に関する事項 １５

第２条　安全パトロール １６

第７節　機器等仕様

　　第１条　機器製作又は購入品　 １７

第８節　　現地施工

　　第１条　総則 １９

　　第２条　資器材等の点検等 １９

　　第３条　関係者協議 １９

　　第４条　現地施工 ２０

　　第５条　イルミネーション実施画像等の提出 ２２

　　第６条　その他 ２２

第９節　留意事項 ２２

第10節　その他

　　第１条　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置 ２３

　　第２条　工事現場における標示施設等の設置 ２４

　　第３条　現場代理人の常駐緩和について ２５

※巻末添付資料（説明会（5/12）資料として別途配布予定）

①樹木台帳

②図面目録（R３年度工事図面）

③沿道ビルとの調整状況（R３年度）

**第１章　共通事項**

第１条　適用

１　本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるものとする。

２　本業務のうち設計業務に係る部分に関しては、「測量、調査作業及び業務委託等必携（令和３

年４月）大阪府都市整備部」によるものとする。

なお、「測量、調査作業及び業務委託等必携」は大阪府都市整備部のホームページ（以下のＵＲＬ参照）に掲載している。

　<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html>

３　撤去設置工事に係る部分に関しては、受注者が作成した委託完成図書（以下「設計図書」という。）に記載なき場合は、大阪府都市整備部機械・電気設備請負工事必携（以下「請負必携」という。）に基づき入念に施工しなければならない。また、建築付帯設備工事の場合には、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書　機械設備工事編・電気設備工事編、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図　機械設備工事編・電気設備工事編（いずれも最新版）等に基づき、入念に施工しなければならない。

***注）第１編共通事項の記載について、発注に際し文言の修正・削除を行う場合は取り消し線による修正・削除ではなく、文章自体を修正・削除すること。***

　　 なお、「請負必携」は大阪府都市整備部のホームページ（上記のＵＲＬ参照）に掲載している。

４　本特記仕様書と請負必携の双方に記載のある場合は、本特記仕様書の内容が優先されるものとする。

第２条　業務の目的

本業務は、審査会において最優秀提案に選定された提案内容を基にイルミネーションを実施す

るための基本設計・実証実験及び詳細設計を行うものである。なお、設置撤去工事については、本業務受注者と別途業務として、工事請負予約を締結する。

１　御堂筋イルミネーション2022の留意事項

（１）イルミネーション器材については、本業務受注者が提案内容を実現するために必要な器材を調達することとするが、大阪・光の饗宴実行委員会（以下「実行委員会」という。）が保有する器材を使用することができるものとする。ただし、本業務受注者が購入した器材は、設置撤去工事完了後、実行委員会の所有となる。

（２）御堂筋イルミネーションは、阪神前交差点から難波西口交差点までの約４．０ｋｍで実施するものとする。

（３）特に中央エリア（淀屋橋から新橋まで）については、大阪府内外から見にこられた人々に楽しんでいただけるような魅力的な空間創出に向け、実現可能性を踏まえたインパクトある演出とすること。

ただし、関係機関との協議のうえ、実施を決定する。

（４）樹木などに使用するため、新たに器材を購入する場合、信号灯の赤、青、黄と誤認しない色を使用する。

（５）色の変化等を伴う演出の場合、車両等の運転手の視線を誘導しないものであること。

なお、実施にあたっては関係機関との協議のうえ、決定する。

（６）淀屋橋交差点から北浜３交差点までのエリア、新橋北交差点から新橋交差点までの一部

のエリア及び千日前通の前後一区画は、緑地帯も含めて樹木にイルミネーションを取付けることはできない。

（７）資器材の設置・撤去が適切に行え、関係法令・基準を踏まえた実現可能性のある提案デザインであること。

（８）令和４年11月３日（木曜日・祝日）に大阪・光の饗宴2022開宴式を実施する予定である。

２　御堂筋イルミネーションの計画設計施工に関する留意事項

（１）道路交通や周辺住民に対して、光害や工事施工対策を考慮すること。

※信号機や道路標識の効用を妨げないこと。特に、枝施工のＬＥＤが信号に重ならないこと。

※施工時間は警察協議を経て決定するが、各交差点によって異なるため留意すること。

※片側３ブロックを同日施工することは可能であるが、東西を同時に施工することはで

きないため、他の工事業者等と綿密な連絡を行うこと。

（２）色の変化等を伴うものについては、御堂筋を通行する車両等の運転手への影響がないか事前に警察や道路管理者と協議のうえ、実施の決定を行うこと。

　　　なお、協議の結果、デザインや施工方法の変更が必要となる場合や実施をとりやめる場合がある。

（３）資器材の設置について、昼間景観に配慮した計画であること。

（４）環境保全に配慮し、適切なエネルギー使用を心掛けていること。

※樹木への取付施工方法について、イチョウ（枝・幹）に損傷を与えないこと。枝の切断、樹木への直接の番線、針金等での括り付けは禁止。（括り付けはバインド線、しゅろ縄等を使用すること。）

（５）イルミネーション取付に関する加重計算、電力計算等、安全性を確保できている計画であること。

（６） 実行委員会が保有するＬＥＤストリングスを使用する際は、必ず浸水状態において絶縁抵抗測定検査を行い、検査結果１ＭΩ以上のＬＥＤを使用すること。

（７）関係機関との協議調整を迅速に実施し、工程計画及び安全対策を適切に実行すること。

（８）施工に際しては、「建設電気技術関係の建設現場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（（一社）建設電気技術協会　令和３年５月20日策定）で示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の建設現場の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むこと。

**第２章　基本設計、実証実験及び詳細設計**

第１条　業務内容

業務実施にあたっては、大阪府、大阪市、大阪府警本部及び所轄警察署等との調整を実施するものとし、必要となる協議資料や申請資料等の作成を行うものとする。設計の範囲は御堂筋の以下のとおりとする。

北エリア　：　阪神前～大江橋北詰　Ｌ＝約１．０km

中央エリア：　淀屋橋～新橋　　　　Ｌ＝約１．９km

　　　　　南エリア　：　新橋～難波西口　　　Ｌ＝約１．１km

１　基本設計

（１）選定された提案に基づき、業務計画書を作成すること。

業務計画書の作成にあたっては、事前に本業務に必要な既存図面の活用や現況調査等により現地の状況を十分把握するとともに、実行委員会と十分協議調整のうえ実施すること。業務計画書には、コンセプト・テーマ、業務工程、使用灯具などを明確に示すものとする。

（２）実行委員会より修正意見等が出された場合は、その意見を踏まえ、再度計画書を作成するものとする。

２　実証実験

（１）樹木イルミネーションの場合

* 1. 基本設計に基づき、効果を確認するための実証実験計画書を作成すること。
	2. 実証実験は、原則２回実施すること。

実行委員会の立会確認による意見や改善提案を整理検討のうえ、その都度報告書を提出すること。

* 1. 受注者は、実行委員会の指示する期間に点灯試験を行わなければならない。
	2. 実証実験を含む現場確認作業で必要な地方公共団体、警察、電力会社等への申請手続き資料を作成すること。
	3. 別添、「御堂筋イルミネーション2022　実証実験要領」に基づき実施すること。

（２）実証実験準備

１）受注者は実証実験に先立って、取付に関して懸念される事項について検討し、実

証実験を通してそれらの課題が解消されるように実施計画を立てること。

２）実証実験に先立って実施要領等の資料を作成し、各関係機関と協議を行うこと。

（３）実証実験結果の報告

実証実験実施後、御堂筋の現地施工前に結果について実行委員会に対して報告を行うと

　　　　ともに、現地施工の計画に役立てること。報告の中では、実証実験を通して解決した課題

と、新たに明らかになった課題とその解決方針についてよく整理すること。樹木イルミネ

ーションの場合、実証実験実施場所は、御堂筋の現地とは樹木の大きさ、枝振り、周辺の

交通環境など様々な条件が異なっているため、報告にあたっては現場条件の違いを十分に

考慮して作成すること。

（４）その他

１）本特記仕様書及び図面に示されていない事項についても、技術上または実証実験実

施上、当然必要と認められるものは、実行委員会の指示に従い受注者によって実施す

ること。

２）取付方法確認試験においても、実行委員会の取付指導に従うものとする。

３　詳細設計図書の作成

1. 基本設計及び実証実験を踏まえ、関係機関と協議の上、最終的なイルミネーションの計画を策定し、詳細設計を実施するものとする。詳細設計は、以下に示すものをエリアごとに作成すること。

１）御堂筋イルミネーションデザイン図

・資料の作成に際しては、実行委員会担当者及び関係機関と十分な調整を行ないながらデザインの具現化を図ること。

２）概要平面図（機器等配置計画）

・樹木イルミネーションにかかる各ブロック毎のＬＥＤ等の色、樹木1本あたりの球数が記載された資料の作成。

３）詳細図面

・工事に必要となる図面一式（平面図、断面図、取付詳細図、配管・配線計画図、等）

・実証実験を踏まえて、樹木１本あたりの取付け金具、ＬＥＤ等の色、形、取付け位置や、設置手法など、説明図となる資料の作成。

・各配電盤からの配線（地中管、架空配線）が記載された資料の作成。

４）機器等仕様書

・新規購入する機器等仕様書

５）数量計算書

・点灯に必要となる電線、電線管、ＬＥＤストリングス、その他必要材料に係る数量表を作成すること。なお、数量表作成に際しては現地調査を必ず実施して、樹木（高さ、太さ、形状）及び周辺ビル等について現況の把握を行なうこと。

・新規購入が必要なＬＥＤストリングス数量等、機材仕様書の作成。（実行委員会が保有する在庫数量については、第７節　機器等仕様に記載のとおり。）

６）施工計画（足場等の仮設計画含む）

・イルミネーション設置・撤去時の安全対策図資料（交通規制図）の作成含む。

７）維持管理計画書

８）加重計算書（イルミネーション設備取付けに伴う安全性の照査を含む）

９）フォトモンタージュ・パース（パース：広報用のポスターやパンフレット等に画像として

使用するため、解像度３５０ｄｐｉ程度とし、Ｂ１ポスターの作成に耐えうるものを５点

以上）（８月中旬迄に提出すること）

１０）その他必要なもの

（２）詳細設計条件

詳細設計にあたっては、照明施設の保守性、安全性及び将来性、環境へ配慮した適切なエネルギー使用、及び昼間景観へ配慮したものとするよう考慮すること。

また、信号機や道路標識の効用を妨げないとともに、御堂筋の通行する車両等の運転手の視線誘導につながらないものであること。

なお、協議など関係機関との合意に至る経過記録を作成するものとする。

　　１）樹木イルミネーションの場合

　　①　イルミネーション等の設置物の取付位置

配線（架線）・・原則、地表上の高さは歩道４．５ｍ以上、それ以外は５ｍ以上

②　電源関連施設、照明施設及びその他工作物の設置及び復旧

各関連法令を遵守するものとする。設置にあたっては、特に昼間の景観に配慮するよう努めること。

③　電源供給

・中央エリアは、緑地帯に設置されている変圧器盤の二次側（100V）から確保すること。

変圧器一次側については、大阪市建設局が設置している分電盤（200V）から接続するも

　　　　　　　のとする。また、緑地帯・歩道間の横断については、大阪市の既設配管ルートを使用す

ること。

　　　　　　・北エリア及び南エリアは、別添図面目録に記載されている引込開閉器盤（100V）から確保すること。

④　現場条件

・樹木に損傷を与えないよう、括り付けは、バインド線やしゅろ縄等を使用することとし、

枝の切断や樹木への番線・針金等での括り付けは禁止する。

・工作物を設置することで、樹木の枝先が道路上に垂れ下がらないよう樹木へ負荷をかけないこと。（樹木へ過度の負担がかかる工作物の取付けは行わないこと）

・工作物の樹木等への固定は、原則、緑化テープで固定すること。

・設置・撤去時の安全対策図資料の作成にあたっては、歩行者の通行の妨げにならないように配慮すること。

・イルミネーションの装飾時に必要な電源線を歩道上に設置する場合は、架空配線や構造物に添架するなどの方法とすることし、埋設配管は出来ない。やむを得ず地面を転がし配線する場合は、養生を行うこと。

・ＬＥＤ等の色の選定条件や施工条件（短期間での施工など）等は、警察、道路管理者等の関係機関による制約があり、自由に出来ない部分があるため、資料作成にあたっては、事前に実行委員会や関係機関等と十分に調整を行う必要があり、関係機関等と協議現場に同席するなど、十分に協議・検討を行なったうえで、デザイン等資料を作成すること。

・御堂筋イルミネーションに係るイルミネーション等設置物の取付方法について、各関連法令を遵守して作成すること。

・ＬＥＤ等の取付け数量については、樹木の大きさや形状を考慮して行うこと。

・御堂筋イルミネーション器材については、実行委員会が保有する器材を有効活用すること。

・その他、実行委員会よりデザイン上の制約等について指示があった場合は、これを遵守すること。また、業務の進行状況により業務内容の修正・変更等の際は、実行委員会と綿密に協議を行い、業務の遂行に尽力すること。

・業務上知り得た情報、内容については守秘義務を遵守すること。

４　関係機関協議

本業務では、以下の機関との協議、調整及び申請等が必要であるため、これら関係機関への協議資料及び申請手続き資料を作成すること。また、必要に応じて、これら関係機関との調整を実施すること。なお、これに伴う費用は、受注者が負担するものとする。

（１）大阪市建設局（道路管理者、樹木管理者）

道路区域内（歩道含む）で作業を行う場合や資機材を設置する場合における道路占用に関する協議・申請

樹木にイルミネーション等を設置する場合における樹木等への施工方法等に関する協議

（２）大阪府警本部並びに所轄警察署（交通管理者）

大阪府道路交通規則第14条の交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと、及び車両等の運転者の眼を幻惑するような光をみだりに道路に投射することは禁止行為とされていることから、本条文を遵守すること。

１）照明の設置位置、色及び光量等による通行車両等への影響、設置箇所や施工計画等に関しての協議

２）実証実験や設置撤去工事で必要な交通規制に関する協議

３）実証実験や設置撤去工事に伴う道路使用許可申請

（３）関西電力株式会社

樹木へのイルミネーションに関する電力引き込みに伴う協議及び申請。なお、実証実験を含み、本業務期間中において電気料金が発生する場合は、受注者が負担することとする。

（４）御堂筋での近接工事施工業者

イルミネーション設置撤去工事の実施にあたり、近接区間で工事施工を予定している業者（近接工事施工業者）と交通規制区間が重複・隣接しないよう、工事工程等に関する調整を行うこと。なお、近接工事施工業者の有無や工事予定については、設置撤去工事実施区間の所轄警察署に確認すること。

　５　発注者が開催するイベント等への協力

発注者が開催するイベントや連携イベントについては、発注者の指示に応じ、御堂筋イルミネーションの点灯・消灯などの演出を含め協力すること。

※実施については、関係機関と協議のうえ、決定する。

第２条　配置技術者関係

　１　業務の管理及び統括を行う「業務責任者」を配置すること。

２　イルミネーションのデザインに関する「イルミネーションデザイン責任者」を配置すること。

　３　実証実験時等において、仮設、設置及び撤去等の行為を伴う場合は、関係する法律に基づき技術者を配置すること。

４　上記１～３に記載する各配置技術者は、受注者と直接的な雇用関係を有すること。

　　なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。

　５　上記２に記載するイルミネーションデザイン責任者は、過去５年間においてイルミネーションやライトアップ、照明などのデザイン業務の経験と実績を有すること。

６　業務責任者及びイルミネーションデザイン責任者は、実証実験時には必ず臨場しなければならない。

７　第１条「３詳細設計図書の作成」に示す業務を遂行できる設計担当の技術者を配置すること。

第３条　業務実施上の条件

実行委員会の意見及び各関係機関との調整の結果、提案の主旨やストーリー等が変わらない範囲で修正の可能性があるため、その意見を取り入れたものに変更すること。

第４条　成果品の提出

１　納品媒体はCD-ROM又はDVD-ROMとし、正と副の２部及び簡易製本１部を納品すること。なお、納品媒体に格納された書類データは、紙に印刷（製本）のうえ、納品媒体と併せて納品すること。

（１）業務計画書　　　　　　　　　　　　　　２部

（２）実証実験結果報告書　　　　　　　　　　２部

（３）詳細設計成果品（図面含む）　　　　　　２部

（４）打合せ協議簿　　　　　　　　　　　　　２部

（５）官公庁提出書類（占用申請等）　　　　　２部

（６）その他資料　　　　　　　　　　　　　　２部

　　（７）電子データ（納品媒体に格納したもの） ２部

２　上記に定めのない事項については、必要に応じて協議のうえ、これを定める。

**第３章　設置撤去工事**

**第1節　共通**

第１条　工事概要

１　設置撤去工事は、基本設計及び実証実験等の結果により作成した詳細設計に基づき、関係機関等と調整を行い実施する。

実行委員会が実施する御堂筋イルミネーション2022の設置及び撤去工事であり、据付・保守管理・点灯・撤去の一切を行うものである。なお、イルミネーション点灯期間は令和４年11月３日（木曜日・祝日）から令和４年12月31日までを予定しており、点灯時間は原則として16時30分～23時とする。但し、令和4年12月31日に限り、25時まで点灯させる。

　２　工事範囲

御堂筋　（大阪市北区阪神前交差点から中央区難波西口交差点まで）　約４．０km

３　工事内容

下記の施工は本工事とする。

（１）実行委員会が保有しているＬＥＤストリングス、ライト等の器材に対する使用前試験調整、動作確認。

（２）実際の樹木における取付方法確認試験。

（３）イルミネーション実施範囲に各資器材、開閉箱、サポーターズツリープレート、マイメッセージツリープレートの運搬、設置、配管・配線。

変圧器盤の設置、配線

１）　本点灯前の点灯試験。

２）　イルミネーション点灯期間中の巡回監視。

３）　イルミネーション開催期間終了後の上記（３）使用機材の撤去。（サポーターズツリープレート及びマイメッセージツリープレートの撤去を含む。）

４）　イルミネーション

本工事で実施するイルミネーションは大きく分けて下記の３つを想定している。

・樹木イルミネーション 約700本（予定）

　　樹木管理者が取付不可と判断するもの以外は、樹形に関わらず原則装飾すること。

・サポーターズツリープレート 50枚程度（予定）

（設置の箇所・時期については、実行委員会から指示する）

・マイメッセージツリープレート取付 150枚程度（予定）

（設置の箇所・時期については、実行委員会から指示する）

　４　設置・撤去指導

資器材の設置・撤去については、実行委員会の指導に従うものとする。

（１）使用器材の点検及び保管

ア　使用機材の保管にあたっては、実行委員会の指定する場所に、翌年度以降の使用が容易になる方法で適正に保管すること。

イ　「第７節機器等仕様」に記載の保有資器材について、点灯試験、動作確認、数量確認及び整線を行い、静電防止保管（静電防止袋封入）のうえ、プラスチックケース等で適正に保管すること。なお、静電防止袋やプラスチックケース等の購入は受注者負担とする。

第２条　関係官公庁等への手続き等

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、受注者の責任と費用負担において、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は実行委員会の指示を受けなければならない。

第３条　施設の保全

受注者は、既設構造物を汚染し、またはこれらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧しなければならない。

第４条　安全管理

受注者は、工事の安全管理にあたっては、請負必携による他、下記の事項によらなければならない。

１　受注者は、工事の施工にあたり、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し公衆及び従業員の安全を図らなければならない。もし、施工中に事故が発生した場合には、直ちに実行委員会に通報するとともに、工事事故報告書を提出しなければならない。

２　工事中は所要の人員を配し、現場内の整理、整頓及び保安に努めなければならない。

３　重要な工作物に近接して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び、連絡方法等について実行委員会と協議しこれを厳守しなければならない。

４　石油等の危険物を使用する場合には、保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。

５　仮設及び特に重量物を扱う足場は堅固な構造としなければならない。

６　工事現場へ工事関係者以外の立入りを禁止する必要がある場合は、実行委員会の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をしなければならない。

７　受注者は、豪雨、出水及びその他天災に際しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

８　工事現場の秩序を保つとともに、火災及び盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

９　受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は受注者の責任において行わなければならない。

第５条　実施工程表

受注者は、実施工程表について実行委員会が特に指示した場合、細部の実施工程表を提出しなければならない。

第６条　事前調査

受注者は工事着手に先立ち、現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い、十分実状を把握し、必要に応じて道路管理者協議・警察協議・タクシー協会等関係機関との協議を行い、工事を施工しなければならない。

第７条　工事の着手

受注者は、工事契約締結後、早期に実行委員会と設計、施工について打合せを行い、現場を熟知の上、工事に着手しなければならない。なお、工事打合せ事項については、その都度、打合せ記録簿を実行委員会に提出しなければならない。

第８条　施工及びその基準

１　仮設物

（１）受注者詰所、工作小屋及び材料置場などの必要な仮設物を設ける場合は、設置位置等について実行委員会の承諾を得なければならない。

（２）火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所などは、建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い、防火構造又は不燃材料などで覆い、消火器を設けなければならない。

（３）工事用足場など設ける場合は、堅ろうかつ安全に設け、常に安全維持に注意しなければならない。

２　据付・調整

据付・調整については、受注者は特に熟練した技術者を派遣して行わなければならない。また、これに必要となる水道光熱電力料については、その一切を受注者負担とする。

３　警察の確認

警察の事前確認が必要なものは、警察と協議のうえ、実行委員会が指示するものとし、事前確認の結果、デザインや施工方法に修正が必要となる場合がある。

４　近接工事施工業者との協力等

受注者は工事施工にあたって、近接工事施工業者との連絡を密にし、工事の進捗を図るとともに工事境界部分等については、相互に協力し、全体として支障のないものとしなければならない。

５　工程会議及び打合せ会議

受注者は設計、施工及び保守に関する会議を主催し、実行委員会担当者はこの会議に出席する。

（１）関連者間における実施設計・工事についての調整、打合せ

（２）近接工事施工業者間の工事工程、取り合い等の調整、打合せ

（３）点灯試験等の調整、打合せ

（４）管理業務についての打合せ

第９条　移送

分電盤、ＬＥＤストリングス等資器材の移送は慎重に行い、内容物に損傷を与えないように扱い、保管場所（泉南市幡代）からの搬入・搬出の際、構造物等に損傷を与えた場合はすべて、受注者の責任において修復しなければならない。なお、保管場所への取付材料の保管はできない。

第10条　障害物件の取扱い

工事中、障害物件の取扱い及び、取り壊しの処置については、実行委員会の指示又は承諾を受けなければならない。

第11条　その他

１　受注者は設計図書に従って施工するものであるが、これらに明示していない事項でも、施工上、技術上当然と認められる箇所は受注者の責任において行なわなければならない。

２　設計図書の一部を変更する場合は、定格性能を遵守する範囲で実行委員会に「仕様変更願」を提出し、実行委員会の承諾を得た後、変更することができる。

第12条　火災保険等

受注者は、工事目的物及び工事材料等を組立保険（火災保険特約付き）に付するものとする。

第13条　完成引渡し及びかし

１　受注者は、設置撤去工事が完了し、完了検査に合格したのち資器材等の引渡しを行うものとする。

２　受注者は、設置工事完了後に設計、製作及び工事施工の不完全に起因する故障が生じた場合、修補の必要が生じた場合、速やかに対応を施し、無償で取替、修理しなければならない。

なお、システム設計や現場施工に起因する不具合はもとより、機器設計や製造に係るかしについても、受注者は、速やかに対応を施すこと。

また、受注者は、かし担保期間中に行われる定期点検及び府保有資器材の借用・返却については、必要に応じてその点検業務に立会いし、点検業者とともに機能保持に努めなければならない。保管場所への返却時は全数点灯確認分をリスト化した上、プラボックスに購入年度・品番・色を記入し、静電防止保管としなければならない。

第14条　工事関係提出書類

契約完了後、受注者は、請負必携に基づき工事関係提出書類を提出する。なお、次に示す書類は、この記載を優先しなければならない。

１　施工計画書（工事段階に応じて提出するものとする。）---１部

①　工事概要　　　　　　②　実施工程表

③　組織表　　　　　　　④　作業員名簿有資格一覧表

⑤　製作及び据付要領　　⑥　施工・品質管理

⑦　緊急時の体制　　　　⑧　交通管理及び輸送要領

⑨　安全管理　　　　　　⑩　仮設計画

⑪　安全対策計画表　　　⑫　産業廃棄物処理計画書

⑬　その他（実行委員会が要求する図書）

２　承諾書---２部

下記の書類及び図面を提出し、承諾・返却を受けた後でなければ、製作及び現場工事施工の着手をしてはならない。

① メーカーリスト（機器、購入部品、材料） ② 据付平・断面図

③ 配管・配線図　　　　　　　　　　　　　 ④ 単線結線図

⑤ 負荷リスト　　　　　　　　　　　　　　 ⑥ その他（実行委員会が要求する図書）

３　組立保険証（写） １部

４　労災保険成立証明願（写） １部

５　建設業退職金共済制度に係る書類（第５節第２条参照） １部

６　安全対策計画表 １部

７　納品伝票【一覧表】、納品伝票【個別伝票】 １部

８　産業廃棄物処理契約書（写） １部

９　産業廃棄物処理報告書（写） １部

10　完成図書（ファイル綴じ及び電子データ） １部

（１） 完成図　　施設全体平面図、機器単体据付平断面図

施工図、配線、配管図

（２） 試験、確認成績表（工場、現場）

（３） 機器メーカーリスト、購入機器・材料メーカーリスト

（４） 納入品リスト

（５） 予備品、付属品リスト

（６） 官公庁届出関係図書

（７） その他実行委員会が要求する図書

11　官公庁提出書類 １部

12　申請・届出等一覧 １部

第15条　不当介入に対する報告・届出等

１　受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、実行委員会及び管轄警察署への報告を行わなければならない。

２　報告は、不当介入報告書により、速やかに、実行委員会及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告出書を各々提出するものとする。

３　受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

４　報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

５　受注者は実行委員会に対して、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第11条２項の規定より受注者自身及び下請人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しなければならない。

**第２節　据付**

第１条　独立基礎

地面よりの独立基礎の場合は別に施工承諾書を実行委員会に提出し、承諾を受けてから施工しなければならない。

**第３節　配線**

第１条　承諾

受注者は、本工事に伴う配線の製作及び施工仕様について実行委員会の承諾を受けなければならない。受注者は、設計図書に記載なき場合は、請負必携に基づき入念に施工しなければならない。

第２条　外線工事

１　建柱

（１）電線路の高さ、電柱の長さ（地上部の高さ）は道路等の規定に従って選定し、建柱しなければならない。

（２）足場釘は地上1.8ｍ以上とし、等間隔で道路方向に平行に打たなければならない。

（３）支線の地際の防食は、タ－ル塗装又は亜鉛メッキ等で処置しなければならない。

２　架線

（１）高圧線は、低圧線の上に別途の腕金に架線しなければならない。

（２）地表上の高さは歩道4.5ｍ以上、それ以外は５ｍ以上の高さとし、たるみは所定の通りで各線が一致していなければならない。

第３条　ケーブル工事

１　地中埋設

（１）管　路

管の接続部は、防水及び地盤沈下、重量物通過等により、段差ができたり、破壊したりしないように考慮しなければならない。

（２）マンホール、ハンドホール

①　蓋のレベルは周囲の整地面と合っていなければならない。

②　銘板を取り付けなければならない。

２　ケーブルラック

（１）いんぺい部分は、全面点検できるように考慮しなければならない。

（２）ラックやケーブルの重量が、盤類や機器類に直接加重されるような取付けはしてはならない。

（３）耐震壁や防火壁などの貫通部分に対する処理は確実にしなければならない。

（４）高圧・低圧・弱電ケーブルは、それぞれ十分に隔離、整理し、行先表示、高圧表示を行わなければならない。

３　ピット・ダクト

（１）ピット・ダクトの蓋は、緊密におさまっており、人が乗ってもたわまない十分な厚みを有しなければならない。

（２）高圧・低圧・弱電ケーブルの隔離は、十分行わなければならない。

（３）接続したケーブルは、機器の端子に荷重が直接かからないように支持しなければならない。

第４条　配管工事

１　共　通

（１）ネジ切り部は防錆処理を行わなければならない。

２　コンクリ－ト埋込配管

（１）コンクリ－ト打設時に、管に水気や塵埃が侵入しないように、パイプキャップ等で十分養生しなければならない。

３　露出配管

（１）長辺の長さ250mm以下を除くプルボックスの支持点数は、４箇所以上としなければならない。

（２）金属管の塗装は、調合ペイント２回塗りを標準としなければならない。

**第４節　試験・検査（確認を含む）**

第１条　承諾

受注者は、本工事に伴う試験・検査（確認を含む）の実施について、実行委員会の承諾を受けなければならない。

第２条　点灯試験

１　受注者は点灯試験要領書を作成し、その点灯試験要領書に基づいて点灯試験を行い、その結果を速やかに報告しなければならない。

２　点灯試験の実施にあたっては実行委員会の指示による他、次により行うものとする。

受注者は、実行委員会と協議し点灯実施のために必要な調整を行い、点灯試験の円滑な実施を図るものとする。

**第５節　注意事項**

第１条　工事実績デ－タ作成、登録

機械・電気設備請負必携1－1－5「CORINSへの登録」を参照のこと。

第２条　建設業退職金共済制度

１　受注者は、建設業退職金共済制度に加入するとともに、当該工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

２　受注者は、工事請負契約後１ヶ月以内に掛金収納書届を実行委員会に提出しなければならない。

３　受注者は、工事完成時に追加掛金収納書届、証紙受払簿、建退共運営計画書及び同実績報告書などを実行委員会に提出しなければならない。

４　その他、詳細については実行委員会と協議するものとする。

第３条　工事施工体制の適正化について

別添、「大阪府都市整備部機械電気設備工事施工体制の適正化について」を参考に、適正に行うこと。

第４条　施工体制台帳の作成等

別添、「大阪府都市整備部機械電気設備工事施工体制の適正化について」を参照すること。

第５条　監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）について

別添、「大阪府都市整備部機械電気設備工事施工体制の適正化について」を参照すること。

第６条　現場代理人について

別添、「大阪府都市整備部機械電気設備工事施工体制の適正化について」を参照すること。

**第６節　その他**

第１条　建設副産物の処分に関する事項

１　受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は廃棄物管理票（マニュフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、実行委員会に提出しなければならない。

２　受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年５月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年10月25日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

３　受注者は、土砂、砕石、又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め実行委員会に提出しなければならない。

４　受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め実行委員会に提出しなければならない。（これまでの不要なＬＥＤも含め、今般の設置工事時において、不点灯なＬＥＤを、適切に処分すること。）

５　受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し実行委員会に提出しなければならない。

６　受注者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年５月31日法律104号）に規定する対象工事である場合には、所定の様式により書面を作成しなければならない。

第２条　安全パトロ－ル

受注者は、定期的に安全パトロ－ル等を行い工事の施工にあたる作業員の安全、その他の不備はないかの確認を行わなければならない。

**第７節　機器等仕様**

第１条　機器製作又は購入品

１　受注者は機器の購入にあたり、事前にメーカーリストを実行委員会に提出し、承諾を得ること。ＬＥＤストリングス用接続用ケーブルのメーカーリストについて承諾を受けるにあたっては、見本の提出も行うこと。

２　機器仕様書、図面等は実行委員会と十分な協議を行った上で提出し、承諾後製作又は購入すること。

３　R4年度　保有資器材は以下のとおり。　　【保有ＬＥＤストリングス一覧】





【その他】



**第８節　　現地施工**

第１条　総則

工事の施工に先立ち、実行委員会と協議すること。

第２条　資器材等の点検等

１　保有資器材

受注者は、ＬＥＤストリングス等の保有資器材一覧表について点灯・動作確認を行うこと。資器材使用の可否については速やかに実行委員会へ報告すること。

２　その他資器材について

保有資器材一覧表に記載しているもの以外で実行委員会から提供する機材についても適正に取扱い、故障等の事態が発生した場合は速やかに実行委員会に報告し、指示を受けること。

第３条　関係者協議

１　現地施工にあたり道路管理者及び樹木の管理を実施している大阪市役所、警察署等関係機関、御堂筋周辺ビル管理者、タクシー協会及び近接工事施工業者との協議資料を準備し、十分に協議すること。

２　御堂筋沿道ビルでの作業が必要な場合は、ビルの敷地内及び建物内での作業を伴うため、施工可能な時間帯等に制約がある。ビル管理者との協議を綿密に行って施工にあたること。

３　イルミネーション取り付け期間と近接して、大阪市扇町公園事務所及び大阪城公園事務所によるイチョウの剪定が計画されている。公園事務所と協議のうえ、工程を調整すること。

４　大阪市建設局により、以下のとおり工事の予定があるので、実施においては、大阪市建設局と協議のうえ、実施の可否、工程等を調整すること。

（１）現在、道頓堀橋北詰交差点から難波交差点付近（西側街区）で側道の歩行者空間化に向けた工事を行っており、樹木イルミネーションの実施にあたっては、大阪市建設局と協議のうえ、実施の可否を検討すること。

なお、工事完成は令和４年８月下旬を予定している。

（２）新橋交差点から道頓堀橋北詰交差点付近（東側街区）で側道の歩行者空間化工事を行う予定である。

樹木イルミネーションの実施にあたっては、事業区間であることから東西街区共に大阪市建設局と協議のうえ、実施の可否を検討すること。

（３）難波交差点から東西に１街区の区間で千日前通における道路空間再編工事の発注を令和４年度に予定している。

（４）なんば駅前広場並びに御堂筋の難波交差点から難波西口交差点の街区について歩行者空間化に向けた工事着手の計画があるため、樹木イルミネーションの実施にあたっては、大阪市建設局と協議のうえ、実施の可否を検討すること。

（５）現在、阪神前交差点直下の大阪駅前地下道東広場躯体の再構築等により、阪神百貨店前歩道に仮囲いを設置しており、樹木イルミネーションの実施不可。

　　　なお、工事完成は令和７年３月下旬を予定。

　　　また、阪神前交差点南側の導流島部については、昨年度同様にイルミネーションの設置は可能であるが、実施にあたっては、大阪市建設局と協議のうえ、実施を検討すること。

（６）現在、久太郎町３交差点より新橋交差点までの歩車道舗装補修工事の発注を令和４年２月初旬に予定。

（７）現在、船場中央３交差点より淀屋橋交差点までの歩車道舗装補修工事の発注を令和５年１月中旬に予定。

５　大阪市高速電気軌道株式会社が今橋３交差点から高麗橋３交差点までの区間で大阪メトロ淀屋橋駅地下連絡通路設置工事を施工しており、大阪市高速電気軌道株式会社と協議のうえ、イルミネーションの設置範囲や工程を調整すること。

６　現地施工前に実行委員会の指示に従い、周辺ビル管理者及び近隣住民への工事予告ビラの配布や工事予告看板の設置を行うこと。周辺ビル管理者投函分はリスト化し提出すること。

第４条　現地施工

施工は図面目録のとおりとし、特に定めのない箇所については実行委員会と十分に調整を行うこと。その他現地施工にあたり、下記の点に留意すること。

１　現地施工期間は、設置については令和４年９月10日から点灯日の前日まで、撤去については点灯終了日から令和５年１月下旬までを見込んでいる。

２　イチョウ及び緑地帯への施工に際しては、緑化テープ・シュロ縄・バインド線等の柔軟な材料を使用し、イルミネーション器材等を適切かつ確実に固定するとともに、イチョウ（根を含む）や草木を傷つけないよう十分配慮すること。固定に当たっては、点灯期間終了後も、撤去終了までの期間にイルミネーション器材等の落下等がないように確実に固定すること。また、使用する資材はできるだけ樹木、緑地帯の植栽に近い色のものを使用し、昼間、夜間両方の景観を損なわないように十分配慮すること。

３　枝の張り方、樹高、周辺建築物や信号機等との取り合いなどで施工が難しい樹木が多数存在するため、施工方法及び工程の検討にあたっては現地の状態を十分に考慮のうえ行う。

４　北エリア及び南エリアの樹木イルミネーションへの電源供給については、原則、電源ボックスを使用し、樹木間に電線を渡らす路面より歩道4.5ｍ以上の架空配線とすること。

５　本工事で使用する高所作業車は、工事内容を精査して必要台数を見込んで価格提案すること。高所作業車にかかるオペレータ費、燃料費については本工事費に含まれるものとする。

６　本工事のうち、御堂筋線の歩道及び緑地帯において施工する場合は、原則、下記時間帯の作業となる。ただし、詳細は警察協議を経て決定する。

　　　　阪神前　　　　　～　梅田新道　　　　　0：00～7：00

　　　　梅田新道　　　　～　大江橋北詰　　　　2：00～7：00（1：00より交通整理）

　　　　　　　　　　　　　　　　　\*休祝日（翌日が平日の場合のみ　22：00～7：00）

北浜３　　　　　～　博労町３　　　　 23：00～6：00

（緩速道規制による緩速道侵入用本線１車線規制時は　23:00～6:00）

（緩速道規制と本線一車線規制による緩速道侵入用本線２車線規制時は　24:00～5:00）

　　　　　　　　　　　　　　\*翌日が土日祝の休日の場合　規制開始時間～7:00

博労町３　　　　～　新橋北　　　　　 22：00～6：00

（緩速道規制による緩速道侵入用本線１車線規制時は　22:00～6:00）

（緩速道規制と本線一車線規制による緩速道侵入用本線２車線規制時は　23:00～5:00）

新橋　　　　　　～　難波　　　　　　　1：00～8：00

難波交差点南詰　～　難波西口　　　　　0：00～8：00

７　樹木へのイルミネーション取付けにあたっては、緩速車線に高所作業車を配置して作業することとし、樹木の施工上、やむを得ず高所作業車を歩道に停車して行う場合は、事前に歩道の起伏を確認し、起伏が激しい場合は写真を撮り報告すること。

８　歩道において高所作業車を使用し、アウトリガーを張り出す場合、アウトリガー下にコンパネ等で十分養生し、なおかつその上に車載装備の養生材で保護し歩道を傷つけないようにすること。

９　上記終了後、歩道の起伏を十分に確認し、起伏に損傷があった場合は、確認の写真を撮り補修を行うこと。

10　緑地帯の樹木について施工する際は高所作業車を配置する緩速車線を規制することに加えて、本線北側の１車線を規制して安全を確保すること。その際、同時に施工可能な範囲は連続した３区間の東側又は西側のいずれかである。

11　歩道上の樹木に施工する場合は緩速車線又は歩道に高所作業車を配置して施工するが、歩道に高所作業車を配置する場合は緩速車線を規制して歩行者の迂回路を確保することとし、高所作業車の動作時には歩行者の安全を確認するための人員を配置すること。なお、交通規制の範囲と方法についての詳細は警察協議等により定めるものとする。

12　中央エリアの電源については、緑地帯に設置されている変圧器盤の二次側（100Ｖ）から確保する。また、変圧器一次側については、大阪市分電盤（200Ｖ）から接続する。（別途、関西電力へ電力供給申請の必要あり）緑地帯・歩道間の横断については、大阪市の既設配管ルートを使用すること。なお、関西電力への申請は受注者にて実施のこと。

　　北エリア及び南エリアの電源については、図面目録に別添記載されている大阪市経済戦略局が設置している引込開閉器盤（100Ｖ）から確保すること。緑地帯・歩道間の横断については、既設配管ルート等を使用すること。なお、関西電力への申請は不要である。

13　電源が設置されていない場合は、実行委員会が指定した周辺ビル等から電源を確保する。なお、電源供給方法は、ビルから樹木への路面より4.5ｍ以上の架空配線とする。

14　マイメッセージツリープレート及びサポーターズツリープレートの取付については、実行委員会が指定する樹木に100V用電源コンセントを設けるとともに地上より1.5ｍの場所に緑化テープを巻くこと。（サポーターズツリープレートについては1.2ｍ、1.5ｍ、1.8ｍの3箇所に緑化テープを巻くこと。）

15　交通誘導員については、車両及び歩行者の安全には十分に注意し、適切な箇所に配置すること。詳細は警察協議等により定めるものとするが、設置・撤去工事期間中を合わせて延べ600人の交通誘導員（交通誘導員Ａ※、交通誘導員Ｂの内訳は、「大阪府内において交通誘導員警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線」大阪府公安委員会告示（平成27年11月２日第123号）による）を見込んでいる。なお、この人数は入札参加者の適正・迅速な見積もりの参考とするために積算内容を明示したものであり、契約上拘束するものではない。

※警備事業者又は会社の警備員（警備業法第２条第４項）で交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第１条第４号）に従事する者のうち、交通誘導警備業務に係る１級検定又は２級検定に合格した者を交通誘導員Ａ、それ以外を交通誘導員Ｂという。

16　点灯期間中は監視員を一日当たり15人、延べ885人配置し、開催エリア全体を隈無く監視す

るとともに、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、人が滞留することがないよう、路上アナウンス等を行うこと。

また、配置箇所等を記載した巡回計画書を別途提出し、巡回結果の記録を行うこと。監視にあたっては御堂筋イルミネーションの警備を請け負った事業者と協議・連携し、混雑が予測される場所においては、警備員による案内誘導等により雑踏警備等により雑踏事故の防止に努めること。イルミネーションの破損事故等があった場合には、応急対応するとともに別途指示する緊急連絡先に連絡を行うこと。

　　また、点灯期間終了後も、撤去終了までの期間にイルミネーション器材等の落下等がないよう、必要に応じて適宜、未撤去エリアを監視巡回すること。

17　本工事期間中は開催エリアの様々な場所で、電気・ガス工事等が行われる可能性があるので、施工業者と十分調整・協議を行った上で工程を調整するなど安全に施工すること。

18　取付ける樹木、ＬＥＤ等の球数は警察等関係機関との協議により、取付けの取止めや樹木の変更、球数変更等が生じることがあり、実行委員会の指示に従うこと。また、設置するイルミネーション機材は、屋外での使用に耐えるものとすること。新規でＬＥＤストリングスを購入する場合は、下記の条件を満たすものとすること。

　（条　件）電　　源：１００Ｖ

　　　　　　消費電力：０．０８Ｗ以下（１球あたり）

　　　　　　絶縁性能：水没状態で１ＭΩ以上とすること。

なお、変圧器盤に接続するＬＥＤストリングスの消費電力は、変圧器容量を超えないものとすること。（変圧器容量５ＫＶＡ）

第５条　イルミネーション実施画像等の提出

受注者は、令和４年11月３日の点灯開始後、速やかに記録用の各イルミネーションの実施画像と動画を実行委員会に提出すること。なお、実施開始日が11月４日以降のものは、実施開始後、速やかに実施画像と動画を提出すること。

第６条　その他

１　本特記仕様書及び図面に記されていない事項についても、技術上又は工事完成上、当然必要と認められるものは、実行委員会の指示に従い受注者により施工するものとする。

２　振動、騒音等の関係法令を遵守し、設計・製作・現地施工に反映させること。

３　点灯試験時や設置撤去工事時を含むイルミネーションの点灯に係る電気については、原則、大阪府内のグリーン電力（太陽光）を使用するものとし、その光熱費は全て本工事費に含むものとする。

**第９節 留意事項**

第１条　本工事の実施に当たっては、１～８節の外、以下の各項目によることとする。

１　工事の着手にあたっては、関連業者と相互連絡調整し、実行委員会の指示によるものとする。また、施工に際しては、工事車両の進入、工程等、関連業者と相互連絡調整を密にして行うこと。

２　施工の際には、施工対象外の物に対し充分な養生を施し、既存設備、土木構造物他に一切の変化を与えぬこと。万一、施工中に既存設備、土木構造物に変化を生じせしめた場合は、速やかに報告の上、受注者の全額負担により完全復旧のこと。

３　本特記仕様書及び図面に記載なきものでも、本工事の目的、趣旨からみて、技術的に当然必要な措置は実行委員会の承諾のもと実施するものとする。

４　振動、騒音等の関係法令を遵守し、設計・製作・据付に反映させること。又、近隣住民に与える影響を極力少なくするよう施工すること。

５　設計、施工に際して必要となる施工要領書等については、現場条件等を考慮し検討・整理の上、実行委員会に提出すること。

６　工事完了後、仮設物は取り除き、工事箇所及びその周辺の後片付けを行うこと。

７　現地での施工時期･施工方法については、実行委員会と十分に協議を行い、警察･消防･他関連工事機関との調整の上、実施すること。

８　施工計画に変更が生じた場合については各関係所轄に遅延なく報告すること。

９　施工時に発生した紛争処理については受注者が責任をもって決着まで対応すること。

10　施工に際して施工計画を十分に検討・調整し、工事の遅延を生じさせないこと。

11　イルミネーション装飾に使用した資材等（LEDストリングス、樹木用器具、資材関係など）は、業務終了後にメンテナンスの上、実行委員会に譲渡すること。

**第10節　その他**

第１条　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

１　本工事は、｢建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律｣（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事の場合には適正に処理すること。

２　受注者は、建設リサイクル法第12条に基づき、契約締結を行う前に説明書（別紙説明様式及び再資源化施設が他府県の場合は、知事等の発行する産業廃棄物処理業の許可書の写し添付）の提出及び説明をしなければならない。

３　受注者は、建設リサイクル法第13条に基づく分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用（以下「分別解体の方法等」という。）を契約書に記載するために、落札決定後に発注者と協議を行い、契約書作成までに「書面様式３　建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合」により提出すること。

４　本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の条件を設定している。

（１）分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| 1. 仮設
 | 仮設工事□有り ■無し | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| 1. 土工
 | 土工事□有り ■無し | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| 1. 基礎
 | 基礎工事□有り ■無し | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| 1. 本体構造
 | 本体構造の工事□有り ■無し | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| 1. 本体付属品
 | 本体付属品の工事□有り ■無し | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| 1. その他

(ケーブル埋設に伴う床斫り) | その他の工事□有り ■無し | ■手作業□手作業・機械作業の併用 |

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

＊受注者は、実行委員会保有器材のうち不点灯や破損・故障等で使用できないもの関しては数量を実行委員会に通知の上、適正に処分すること。

５　工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」については、契約締結時に実行委員会と受注者の間で確認される事項であるため、実行委員会が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、実行委員会と協議するものとする。

６　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、実行委員会に報告することとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

・再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）

７　受注者は、対象建設工事において、下請契約を締結した場合は、下請受注者へ告げた告知書

の写し（写しは、建設リサイクル法の特定建設資材及び特定建設資材廃棄物を扱う下請受注者分

を対象とする。）を施工計画書に添付して実行委員会に提出しなければならない。

第２条　工事現場における標示施設等の設置

１　周辺住民や道路等の公共施設利用者に対し工事に関する情報をわかりやすく提供するため、工事現場における標示施設、防護施設について請負必携に基づき設置及び管理を行うこと。

２　工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか、原則として次に示す事項を表示する表示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

なお、標示板の設置にあたっては、（例１）を参考とするものとする。

（１）工事内容

工事の内容、目的等を表示するものとする。

（２）工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を表示するものとする。

（３）工事種別

工事種別（イルミネーション設置撤去工事等）を表示するものとする。

（４）請負額

請負代金額を表示するものとする。

（５）施工業者

施工業者（現場代理人名とも）及びその連絡先を表示するものとする。

（６）施工主体

施工主体及びその連絡先を表示するものとする。

３　看板は、請負額等の変更、表示の汚損、はがれ、破損等が起こった場合、すみやかに処置しなければならない。



（例１）

第３条　現場代理人の常駐緩和について

本工事については、現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない。